

陳 情	受 理 番 号	76	受 理 年 月 日	令和4年8月22日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	那覇市立図書館でのCD寄贈の受け入れについて					

那覇市立図書館でのCD寄贈の受け入れについて（陳情）

陳情の趣旨

那覇市立図書館で市民からの使用済みCD（コンパクトディスク）の寄贈を認めてほしい。

陳情の理由

現在、那覇市立図書館では未開封のものに限ってCDの寄贈を受け入れている。全国を見渡せば、東京・特別区の区立図書館のように、中古のCDであっても国内で販売されたものなら寄贈資料を受け入れている図書館が少なくない。

終活で蔵書やCDの処分に困っている市民は多い。寄贈を認めれば、市立図書館のCD資料（音楽等）は格段に充実する。

図書館法第3条は、図書館が実施に努めなければならない事項の一つとして「郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供すること」と定めている。

寄贈を受け入れることは図書館法の趣旨に百パーセント合致する。図書館を介して良質な音楽に触れる機会が増えれば、市民子弟の情操教育にも大きく寄与するだろう。

那覇市のCD収蔵点数は、主要都市の図書館と比較すると、かなり貧弱である。図書購入費が限られている中で、収蔵資料を充実させるには寄贈品を利用するのが早道だ。ぜひ、ご検討願いたい。

以上